

【「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に関する規定】

1. (適用範囲)

本規定は、当金庫預金のうち、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下、「休眠預金等活用法」といいます。)第2条第2項に定める預金等に該当するものについて(ただし、外貨預金、マル優制度の対象となる預金は除きます)、当該預金に適用する各規定に加えて適用するものとします。

2. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)

当金庫は、この預金について、当金庫ウェブサイトに掲げる事由を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取扱います。

3. (休眠預金等活用法にかかる最終異動日等)

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における預金にかかる債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金にかかる債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日
ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が預金者の意思によらないで返送された時を除く。)に限ります。
- ④ この預金等が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における預金にかかる債権の行使が期待される事由とは、次の第1号から6号に掲げる事由のみをいうものとし、預金にかかる債権の行使が期待される日とは、当該1号から6号に掲げる事由に応じ、当該1号から6号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては初回満期日)
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと
当該事由が生じた期間の満期日
 - a) 異動事由(当金庫ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。)
 - b) 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと
ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が預金者の意思によらないで返送された時を除く。)に限ります。
- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払いが停止された場合
当該支払停止が解除された日
- ④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となった場合
当該手続が終了した日
- ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと(ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限ります。)
当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日
- ⑥ 定期性総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金等にかかる債権の行使が期待される事由が生じたこと
他の預金にかかる最終異動日等

4. (複数の預金を組み合わせた商品(総合口座等)の最終異動日等)

総合口座取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由(第3条第2項において定める事由をいいます。)が生じた場合には、他の預金にも当該

事由が生じたものとして取扱います。

5. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金にかかる債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金にかかる休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - ①この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払いにかかるものを除きます。）が生じたこと
 - ②この預金について、手形または小切手の呈示その他の第三者による債権の支払いの請求が生じたこと（当金庫が当該支払いの請求を把握することができる場合に限りです。）
 - ③この預金にかかる休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④この預金にかかる休眠預金等代替金の一部の支払いが行われたこと
- (4) 当金庫は、次の第1号から3号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。
 - ①当金庫がこの預金にかかる休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払い等業務の委託を受けていること
 - ②この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払いへの請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払いを請求すること
 - ③前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

6. (通知方法)

この預金について、第3条に掲げる最終異動日等から9年以上経過した場合、お届けいただいた住所または電子メールアドレス宛に、ご連絡させていただきます。

以 上